

イ「事実証明書 2」

「一般社団法人日本産業機械工業会」のホームページ内の同名の報告文  
「ウィーン市 Pfaffenau ごみ焼却処理施設視察報告」(<http://www.jsim.or.jp/kaigai/1007/004.pdf>—掲載日:2010-08-06 発表元:日本産業機械工業会)  
ウ「事実証明書 3」

平成 25 年 9 月 19 日判決言渡 平成 25 年（行コ）第 167 号 旅費等返還  
請求控訴事件 東京高裁判決全文

#### 4 請求の要件審査及び受理

平成 26 年 3 月 20 日の監査委員協議会において、本件請求の要件審査を行った。  
要件審査の結果、請求人の資格、監査請求期間及び監査請求の対象など、地方  
自治法（以下「法」という。）第 242 条に規定する要件を具備していると認め、  
平成 26 年 3 月 12 日付で受理した。

なお、請求書に一部誤記などがあったことから、請求書の補正を行った。

## 第 2 監査の実施

### 1 監査委員の除斥

監査の実施に当たっては、地方自治法（以下「法」という。）第 199 条の 2 の  
規定に基づき、須賀精二監査委員及び中道貴監査委員は除斥とした。

### 2 請求人及び江戸川区長への実施通知

#### (1) 陳述実施通知

請求人に対し、平成 26 年 3 月 24 日付で法第 242 条第 6 項の規定に基づき、  
平成 26 年 4 月 9 日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設ける旨の通知を送  
付した。

#### (2) 監査実施通知

江戸川区長並びに江戸川区議会議長に対し、平成 26 年 3 月 24 日付で法第  
242 条の規定に基づく監査の実施及び陳述を行う旨の通知を、住民監査請求書  
と事実証明書の写しを添付して送付した。

### 3 監査対象課と関係書類の提出

#### (1) 監査対象課

区議会事務局（以下「事務局」という。）

(2) 関係書類の提出

ア 事務局に対し、平成 26 年 3 月 24 日付で江戸川区監査事務運営要領第 20 条に基づき関連資料の提出を求めた。

イ 平成 26 年 4 月 4 日に、事務局から答弁書を受理した。

4 証拠の提出及び陳述

(1) 請求人の陳述

ア 陳述は、平成 26 年 4 月 9 日午前 9 時 30 分から開始した。

イ 請求人代表が、本件請求の要旨を補足する陳述を行い、あわせて陳述書の提出があったため、同日付で受理した。

(2) 事務局の説明聴取

ア 説明聴取は、平成 26 年 4 月 9 日午前 10 時 30 分から開始した。

イ 事務局長に対し、本件請求に対する説明及び意見の聴取を行った。

5 監査の対象事項

本件監査にあたっては、請求人が「第一に、ウィーン市 Pfaffenau ごみ焼却処理施設視察報告は、一般社団法人日本産業機械工業会の報告からの丸写しであり、視察の名に値しない。第二に、東京高裁判決に照らしても、本件視察旅行は違法または不当である。」と主張する事項について、その適否及び違法又は不当の有無を調査し、それらを踏まえて監査結果を導くこととした。

### 第 3 請求人の陳述要旨、監査対象課の説明要旨

1 請求人の陳述要旨

(1) 請求人の陳述

ア 海外視察目的 6 項目にわたる「報告書」のうち、「ウィーン市 Pfaffenau ごみ焼却処理施設視察報告」が、総括に至るまでほぼ全体にわたって「一般社団法人日本産業機械工業会」の同名の報告書、ホームページの掲載日は 2010 年 8 月 6 日であるが、自民党の視察が行われる 2 年半近く前の報告書と外形的な説明から最後の総括に至るまで、字数にして 4 分の 3 が、この法人報告からの盗用である。

イ それ以外の 5 項目で述べられている内容についても、わざわざドイツを訪問するまでもなく、日本国内で容易に入手可能な情報を主な内容としており、外形的、抽象的な事実の記載及び写真掲載と一般的な感想にとどまっており、特段の調査研究の成果とは言えず、江戸川区の政務調査費処務規程の支出項

目別取扱基準にある海外視察及び報告書に該当しない。

ウ その判断の根拠は、平成 25 年 9 月 19 日の東京高裁判決を基に判断した。議員の自立的裁量権を全面的に否定する訳ではないが、無制限に認められるものではなく、幾つかの判決の中で示された政務調査費、或いは公費使用の客観的な判断基準が出ている。

エ 今回の報告書がとても具体的な成果を詳細に記載したとは判断することができず、その後の議員活動に十分反映されているとは判断し難い。

オ 東京高裁判決では、海外で得た情報なるものが我が国において容易に入手できるものなのか、そこに行くことによって初めて入手できる具体的な内容を含んだものなのか、報告書が単なる外形的、抽象的な記載ではなく、当該地方公共団体にとって有益な具体的な情報が盛られているのか否か、という判断基準が示された。

カ 政治家の公費での視察旅行には特段の調査研究報告が求められ、海外観光地の訪問は議員としての見識を高めることになるとしても、それらは本来自らの費用による旅行として行うべきという判断を示している。

キ 奈良県生駒市監査委員会の一部返還の勧告事例では、議員の書籍購入に関して、それが公費をもって当該書籍を購入することが相当であると認められる程度に、市政との関連性が明確であるとは言えないとの判断を示した。

ここでは政務調査費による使用が相当であると認められる限度に当該自治体との関連性が明確であったかどうか、支出された費用が当該自治体についての調査研究活動に必要な経費かどうか具体的に明らかにされているかどうかという判断基準が示されている。

ク 以上のことから、江戸川区の政務調査費処務規程、或いは政務活動費処務規程の支出項目別取扱基準の中にある海外視察及び報告書なるものに、今回の視察及び報告書が全く該当せず、丸写しであるような報告書を成果として書かざるを得なかった視察そのものが、政務調査費の使用による視察としては成り立たない。

ケ したがって、本件視察旅行で使われた政務調査費 574 万 5 千円の損害が区に生じたものであるから、江戸川区長は区議会自由民主党に対して弁償を求めることを要求する。

コ 今回の視察旅行はティ・シー・アイ・ジャパンという旅行会社に頼んで行ったが、この旅行会社は視察旅行専門の会社であり、そのホームページでは「視察物ツアーの内容報告に関する業務もお任せください」とまで書いてあり、今の視察旅行というのはそういう形で行われているのかなと疑問に感じている。

## (2) 監査委員との主な質疑

＜委員＞一般社団法人日本産業機械工業会のホームページですが、どのように見つけたのですか。

＜請求人＞6項目の報告書の題名をインターネットで検索したところ、これだけがたまたまヒットし、それを開いたところこれが出てきた。全く偶然です。

＜委員＞あと5項目の報告については、丸写しなどの問題はないのですか。

＜請求人＞一般の観光旅行とは異なる特段の調査研究がなされた報告書であるかどうかという判断基準から見たとき、江戸川区政との関連性において具体的な関連性が明確な形で報告されているか否かという観点から見たとき、外形的、抽象的な記載にとどまっており、写真のみの掲載である点、書かれている内容が我が国において容易に入手可能な情報なのか、現地に行くことによって初めて仕事ができるような情報に基づいた報告なのかどうかという観点から見たとき、必ずしもそうとは言えないと他の報告についても判断しました。丸写しは論外だが、区別して評価しました。

＜委員＞今回の報告の評価から、結論として全額費用弁償すべきとの要求に至るまでで、何か補充する意見はありますか。

＜請求人＞我々としては、違法ではないにしても社会的、政治的、道義的に見て今回の視察旅行及び報告書に関しては問題があったのではないかというレベルで収まるか、丸写しの視察に関しては視察と認めず、全部で6項目あるので、6分の1に該当する部分の返却を勧告する形もあり得るが、今回の視察旅行全体が視察旅行とは言えないとの判断から全額という形を取らせて頂いた。

全て視察と見なさないという厳しい判断を下すことによって、今後の視察のあり方に対する牽制球というか縛りを確固たるものにすると、江戸川区においてということにもつながるのではないかなという意味合いにおいて、敢えて全額返還を要求させて頂いた。

## 2 事務局の説明要旨

### (1) 事務局の説明

#### ア 政務調査費について

平成12年5月の地方自治法改正により法定化され、条例の定めにより調査研究に必要な経費として政務調査費が、会派毎に議員一人当たり月額20万円が交付できるようになった。

条例では、政務調査費の使途基準を条例施行規則、或いは処務規程で定め

ることとし、議長に実績報告書の提出を義務付けている。

イ 実績報告書の確認について

実績報告書の点検内容は、支払明細書、領収書並びにその使途に関する付属書類を基に、支出項目と目的や金額を確認し、支出基準に合致しない支出は実績から除外し、合致した支出を合計し、年間の政務調査費としている。

ウ 海外視察報告書について

実績報告書の添付書類として確認している。ウィーン市 Pfaffenau ごみ焼却処理施設報告書の記載には、ホームページに掲載されている報告書の内容と類似の点はあるが、視察は現地の説明を聞き、事実を整理して会派としての見解をまとめたものなので、施設の概要や現地の実情、確認した事実は、同様の記述になる。

総括も、最終的な見解として費用対効果の面では不明確な部分が多く、今後の検討課題であると締めくくられており、これを導き出すために必要な事実を記載したもので、報告書としての体裁は整っている。

エ 旅行会社と事務局の関係について

視察は会派で行われており、事務局は関与していないので、視察に先立って資料等が提供されたかどうか承知していない。

オ 視察に政務調査費を使う妥当性について

視察報告書は、視察先、視察年月日、視察の概要及び訪問者所感を実績としてまとめることが政務調査費の支出基準であり、そうした視点で点検を行っている。

今回の海外視察は、ごみ焼却処理施設以外にも防災や保育事情、都市農業や音楽教育など、区政にとって直面する行政課題の中から六つの視察先を抽出し、その課題と解決策について説明を受け、会派として見解をまとめる形態となっており、視察の目的は達成されていると考えているので、違法性や不当性を指摘されるものではない。

カ 東京高裁の判決について

山梨県議が行った4件の研修旅行が不当との指摘を受けた事例だが、この視察は観光名所を連続して訪れ、報告書に虚偽記載があるなどによって当該旅行が観光中心の私的旅行と指摘されたと承知している。

今回の自民党の視察報告書及び視察自体を、それと同等で比べることはできない。

キ 政務調査費に関する支出基準について

視察は議員が政務活動に資するために行うものであり、その成果は報告書だけでは計り切れない。視察後にその活動の成果を議会活動に生かしていくことが必要と考える。具体的には、その視察の内容について江戸川区の施策

に当てはめ、新しい提案や事業の改善に使うといった活動が、報告書に表れない議員の活動に資する成果である。

ク 報告書の外形的、抽象的な記載について

視察先の事実とともに総括の部分で、区政に当てはめるとこのような課題や問題点があると、きちんと記載されており、報告書自体は内規で定めた視察報告書の体裁は整っていると判断した。

ケ 今後の事務局の関与について

指摘を受けること自体が、議会として襟を正していかなければいけない。世間的な関心や裁判所の判断などが厳しくなっていることを事務局から伝え、報告書に限らず、議員個人の施策や提案、或いは議会活動にも活用するよう求めていく。

コ 支出基準や報告書のあり方の改善について

政務調査費、政務活動費の使い道については、マスコミ等でも報道されているので、使途全般にわたって疑念を持たれないような使い方をするよう、各会派の理解を得て、これからも徹底する。

【請求人の陳述要旨並びに事務局の説明要旨は、監査結果を導くために必要と考えられる内容を掲載した。】

#### 第4 事実関係の確認

監査の結果と判断を導き出すにあたり、請求人から提出された措置請求書、事実証明書及び陳述書並びに事務局から提出された答弁書などをもとに確認した事実は、次のとおりである。

1 区議会自由民主党海外視察旅行

(1) 視察先：オーストリア及びドイツ

(2) 視察期間：平成24年11月12日～11月19日（8日間）

(3) 旅行代金：5,745,000円

(4) 参加人数：10名

(5) 視察内容

ア オーストリア・ウィーン市におけるごみ焼却処理施設

イ オーストリア・クレムス市における洪水対策

ウ オーストリア・ウィーン市におけるプライナー音楽院

エ ドイツ・ミュンヘン市における子どもネットワークコーポレーション（保育園）

オ ドイツ・ウルム市におけるエネルギー転換策と環境政策